

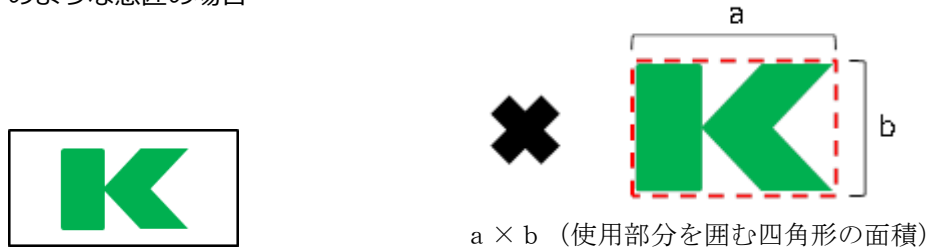
色彩基準の考え方

H29.4 檜原市

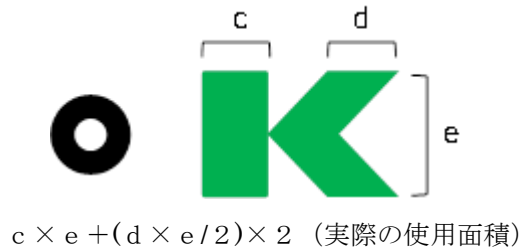
1. 使用面積

高彩度色の使用面積は、その色が実際に使用されている面積で算定し、使用されている部分を囲む四角形などで算定するものではありません。具体的には、以下のとおりです。

(例1) 以下のような意匠の場合



例のように単純な計算が不可能な意匠の場合は、製図ソフト上などで算定された面積を示していただいても構いません。



2. 使用割合

基準を超える色彩の30%以下とは、各広告物の面積に対する割合であり、広告物を掲出する壁面などの全体に対しての割合ではありません。具体的には、以下のとおりです。

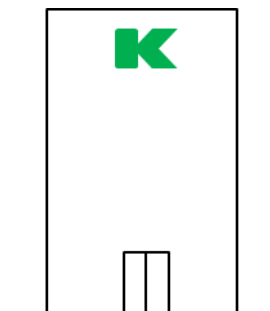
(例1) 表示板等を施工するもの



申請の対象となる表示板等の面積を分母として、使用割合を計算する。

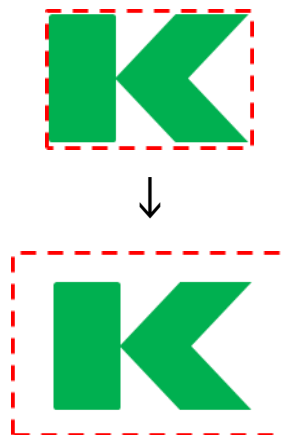
広告塔など、1基の中に表示板等が複数ある場合は、全体の面積でなくそれぞれの面積を分母として、使用割合を計算する。

(例2) 切り文字等で文字やロゴのみを施工するもの



ぴったり囲むと割合を超える場合は、背後の壁面なども含めて、広告物の面積とする。

※ただし、各許可基準に応じて、面積制限にあたらな範囲である必要があります。



3. 地色となる色彩

地色（背景・基調となる色）となる色彩は、目安として、全体の5割程度に背景・基調として使用されていなければ、地色とみなされません。また、複数の色彩で構成される場合は、すべてを地色とみなします。具体的には、以下のとおりです。

(例1) ひとつの意匠の中に背景・基調となるものが複数ある場合



A) □白ベタは■赤ベタに対して、■赤ベタは□白文字に対して地色ですが、□白ベタのみを地色とみなします。



B) □白ベタは■赤ベタの外周にあります、■赤ベタの割合が大きい、■赤ベタのみを地色とみなします。

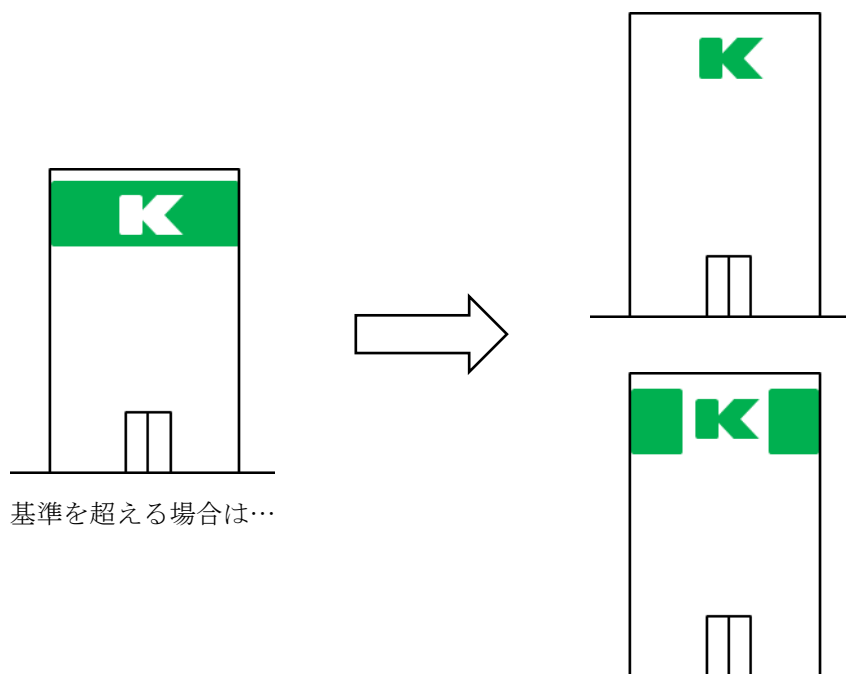


C) ■赤ベタの割合は□白ベタに比べて少ないですが、一体的に背景・基調となっているため、両方を地色とみなします。

※複雑な意匠の場合は、個別にお問い合わせ下さい。

(例2) 背景・基調となるものが壁面等である場合

壁面等に切り文字等で文字やロゴのみを施工するときは、背後にある壁面等の色彩を広告物の地色とみなします。このとき、基準を超える場合は、意匠等の変更の必要があります。



4. 写真やグラフィック等のマンセル値表示

以下のイメージのように、写真やグラフィックの各構成要素について、中～高彩度になっている部分をポイントで示し、代表するマンセル値を記載してください。なお、明らかに無彩色や低彩度になっている部分まで、示す必要はありません。

